

令和7年第5回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

令和7年12月11日(木曜日)

開会 9時00分 ~ 散会 9時54分

議事日程

- 開会 令和7年12月11日(木) 9時00分
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第2号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 阿武町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第7号 阿武町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第8号 阿武町火入れに関する条例の一部を改正する条例

- 日程第10 議案第9号 令和7年度阿武町一般会計補正予算(第4回)
- 日程第11 議案第10号 令和7年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)
- 日程第12 議案第11号 令和7年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第3回)
- 日程第13 議案第12号 令和7年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)
- 日程第14 議案第13号 令和7年度阿武町簡易水道事業会計補正予算(第2回)
- 日程第15 議案第14号 令和7年度阿武町集落排水事業会計補正予算(第1回)
- 追加日程第1 議案第15号 令和7年度阿武町一般会計補正予算(第5回)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

議席番号

- | | |
|----|-------|
| 1番 | 金田 妙子 |
| 2番 | 米津 高明 |
| 3番 | 上村 萌那 |
| 4番 | 西村 容子 |
| 5番 | 白松 靖之 |
| 6番 | 池田 倫拓 |

7番 副議長 松田 穰

8番 議長 末若 憲二

欠席議員 なし

欠員 なし

説明のため出席したもの

町長 花田 憲彦

副町長(総務課長事務取扱) 中野 貴夫

教育長 網本 徳文

まちづくり推進課長 高橋 仁志

健康福祉課長 矢次 信夫

戸籍税務課長 水津 繁斉

農林水産課長 野原 淳

土木建築課長 近藤 慎治

教育委員会事務局長 杉山 和人

会計管理者 柴田 奈美

福賀支所長 茂刈 立也

宇田郷支所長 小野 智彦

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 三 浦 貴

議会書記 平 田 祥 子

開議 9時00分

開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員御起立お願いします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。御着席ください。

議員の皆様には、令和7年第5回阿武町議会定例会最終日の出席、御苦労さまです。

本日の出席議員は8人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、委員長報告、討論、採決です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（末若憲二） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、白松靖之君、6番、池田倫拓君を指名します。

日程第2 議案第1号から日程第9 議案第8号を一括上程

○議長（末若憲二） 日程第2、議案第1号から日程第9、議案第8号までの8件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案8件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、御登壇ください。

○特別委員会委員長（上村萌那） それでは、12月5日に行われました行財政改革等特別委員会に付託されました議案第14件のうち、議案第1号から議案第8号までの8件について、審議の内容と結果を報告いたします。

議案第1号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これは、国の人事院勧告に伴い、一般職の月例給を本年の4月に遡って改正するものです。また、期末・勤勉手当について、一般職及び再任用において引上げを行うほか、通勤手当についても引き上げるものです。審議の結果、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これは、特別職の期末手当を0.05か月分引き上げ、年間3.5か月分とするもので、議案第1号と同様に国の人事院勧告に伴う改正と説明がありました。審議の結果、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第3号、阿武町議会議員の議員報酬に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これは、議会議員の期末手当を0.05か月分引き上げ、年間3.5か月分とするもので、こちらも同様に国の人事院勧告に伴う改正と説明がありました。審議の結果、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第4号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の審議を行いました。こちらも同様に国の人事院勧告に伴う会計年度任用職員の給与表の改正と説明がありました。審議を行い、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これは、町外に在住のいわゆる住登外者の個人情報を管理するシステムを新たに追加するものです。このシステムを利用する利点についての質疑があり、執行部より、町外に在住しているが、阿武町内の固定資産税を有する納税者の宛名及び個人番号の管理等に有効である旨の説明がありました。また、対象者数についての質疑があり、執行部より適切な答弁がありました。慎重審議の末、全会一致にて可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第6号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例の審議を行いました。こちらは宅地造成及び特定盛土等規制法の規定による中間検査及び定期報告の受理事務が県から町に移管されたことに伴い、手数料を設定するものです。審議の結果、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、阿武町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての審議を行いました。こちらは児童福祉法の改正に伴い、事業者の設備・運営に関する基準を定めるものです。この事業について、受入対象となる乳児の月齢について質疑があり、執行部より、阿武町も含め、全国的に生後6か月から3歳まで利用が可能であるとの答弁がありました。

審議の結果、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第8号、阿武町火入れに関する条例の一部を改正する条例の審議を行いました。こちらは当該条例の制定から年数が経過したため、また、今年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模山林火災を受け、規定の追加、改正、字句訂正等の整理を行うものです。慎重審議を行い、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案14件のうち、議案第1号から議案第8号までの8件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長（末若憲二） 以上で、委員長の報告を終わります。

続いて、討論に入ります。討論は一括して行います。一括して討論ありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

まず、議案第1号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 全員御異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 全員御異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 全員御異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 全員御異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 全員御異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 全員御異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、阿武町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 全員御異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、阿武町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 全員御異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号から日程第15 議案第14号を一括上程

○議長（末若憲二） 日程第10、議案第9号から日程第15、議案第14号までの6件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案6件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、御登壇ください。

○特別委員会委員長（上村萌那） 先ほどに続きまして、行財政改革等特別委員会に付託されました議案14件のうち、議案第9号から議案第14号までの6件についての審議の内容と結果の報告をいたします。

まず、議案第9号、令和7年度阿武町一般会計補正予算（第4回）についての審議に入りました。歳出から款ごとに審議を行いました。

3款・民生費、2項・児童福祉費、2目・保育所運営費の園児用動画使用料について質疑があり、執行部より、これまで園で動画を視聴するためにはDVD等を購入していたが、動画配信サービスに切り替える旨の答弁がありました。

6款・農林水産業費、1項・農業費、3目・農業政策費のキウイフルーツモデル園地果樹棚新設工事について減額理由を問う質疑があり、執行部より、これは今年度分の工事の精算額の見込みによる減額という答弁がありました。

7款・商工費、1項・商工費、3目・道の駅産業振興費の修繕費について内容を問う質疑があり、執行部より、温泉管路の破損による漏水のため修繕を行うとの説明がありました。関連して、温泉設備の定期メンテナンスについて質疑があり、執行部より適切な答弁がありました。

9款・消防費、1項・消防費、1目・消防費の工事請負費の内容についての質疑があり、執行部より、火災で焼失した福賀地区の栃原水防倉庫の解体で、消防団とも相談し、建て替えは行わないとの答弁がありました。

13款・諸支出金、1項・諸支出金、1目・諸支出金、ABUファクトリーパーク造成工事について質疑があり、執行部より、現在の進捗状況について説明する答弁がありました。

歳出の審議後、歳入についても慎重に審議を行い、議案第9号は、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第10号、令和7年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第3回）について審議を行い、審議の結果、議案第10号は、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、令和7年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第3回）について審議を行いました。

歳出について、1款・総務費、1項・施設管理費、1目・一般管理費の自動車重量税について車両の設備を問う質疑があり、執行部より、3列シートの車椅子対応車両との答弁がありました。慎重審議の末、議案第11号は、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、令和7年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）、議案第13号、令和7年度阿武町簡易水道事業会計補正予算（第2回）、議案第14号、令和7年度阿武町集落排水事業特別会計補正予算（第1回）の3件について、それぞれ慎重に審議を行い、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第9号から議案第14号までの6件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長（末若憲二） 以上で、委員長の報告を終わります。

続いて、討論に入ります。討論は、議案第9号から議案第14号まで一括して行います。一括して討論ありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。採決の方法は、挙手により1議案ごとお諮りします。

まず、議案第9号、令和7年度阿武町一般会計補正予算(第4回)についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長(末若憲二) お下ろしく下さい。挙手全員です。よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和7年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手多数」)

○議長(末若憲二) お下ろしく下さい。挙手多数です。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、令和7年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第3回)についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長(末若憲二) お下ろしく下さい。挙手全員です。よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、令和7年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長(末若憲二) お下ろしく下さい。挙手全員です。よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、令和7年度阿武町簡易水道事業会計補正予算(第2回)についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長(末若憲二) お下ろしく下さい。挙手全員です。よって、議案第13号

は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、令和7年度阿武町集落排水事業会計補正予算（第1回）についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手全員」）

○議長（末若憲二） お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第1 議案第15号

○議長（末若憲二） ここで、執行部から追加議案1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議案としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 全員御異議なしと認めます。よって、議案第15号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。追加日程及び議案については、資料のとおりです。

追加日程第1、議案第15号を議題とします。

追加日程第1、議案第15号、令和7年度阿武町一般会計補正予算（第5回）について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫） それでは、追加議案書の3ページをお願いいたします。議案第15号、令和7年度阿武町一般会計補正予算（第5回）について御説明いたします。

まず、第1条第1項につきましては、令和7年度阿武町一般会計の歳入歳出予算の総額に対して、今回の補正額は4,033万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を47億9,688万5,000円とするものです。また、第2項は、歳入歳出予算書の款項の区分とその金額は、別冊補正予算書の第1表、歳入歳出予算補正のとおりとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 続いて、説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。補正予算書10ページ、3款・民生費から。健康福祉課長。

（健康福祉課長、社会福祉総務費、物価高対応子育て応援手当支給事業費、物価高対応子育て応援手当支給事務費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、商工政策費について説明する。）

○議長（末若憲二） 以上で歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。8ページ、14款・国庫支出金から。副町長。

（副町長、歳入について説明する。）

○議長（末若憲二） 以上で議案説明を終わります。

議案第15号については、直ちに議場にて審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 御異議なしと認めます。それでは質疑に入ります。ただいまの執行部の説明に対する質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号令和7年度阿武町一般会計補正予算（第5回）についてお諮りします。本案について、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 全員御異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。以上で採決を終わります。

ここで全員協議会のため、暫時休憩します。委員会室へ移動をお願いします。

休憩 9時32分～9時42分（全員協議会）

○議長（末若憲二） それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。

ここで閉会に先立ち、町長が挨拶を行います。町長。

○町長（花田憲彦） 令和7年第5回阿武町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、今期定例会に御提案申し上げました、先ほどの追加議案を含む15議案につきまして、原案どおり御議決いただきまして、誠にありがとうございました。

さて、この前の日曜日に、町民センターで「あぶ町まるごと元気フェスタ」が開催され、私も終日参加して楽しませていただきましたが、これは以前の町民音楽祭、そして、「あぶのべっぴん市」のコラボ的な進化版の企画でありまして、主催者の想定をはるかに超える多くの来場者があって、急遽、くじ引き券を増刷したというふうにも聞いているところであります。内容は、多目的ホールでのべっぴん市的なもの、そして研修室などでの各種の体験コーナー、さらにフリースペースでの飲食のバザーなどが主なものでありましたが、また別で、文化ホールでは個人や子供たちを含む各種のグループによる、日頃練習し

ている歌や演奏、ダンス、そして演芸等のパフォーマンスもありまして大いに盛り上がり、特に奈古出身の歌手のA Iさんのミニコンサートは、お客様全体がノリに乗ったというふうな感じで、会場の一体感は本当にすばらしく、とても元気をもらったというふうな感じがしました。私は、今回のこのイベントに参加させていただく中で、高齢化が進行し、とかく活力が失われてきたというふうにいわれる私たちのこの阿武町でありますけれども、それでも地域のここここに、いろいろな方々が地道に、そして、地味に文化的活動に取り組まれているのだなというふうなことを強く感じ、実感させられました。そして、出演者や出展者、さらに参加者につきましても、びっくりするぐらいに若い人が多くて、結構いけているのではないかと、高齢者が多いという自分自身のこの町の既成概念を、少し切り替える必要があるのではないかとというふう感じたところでもあります。企画、実行していただいた方々に心から感謝を申し上げたいというふうに思いますし、また来年も、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

そしてもう一つ、これもこの前の日曜日の話であります。御承知のように、夜の7時から放映された日テレ系の超人気番組の「ザ！鉄腕！DASH！」の2時間のスペシャルの新企画の中の100人食堂であります。丸々1時間、ある意味、阿武町のPRに使っていただいたというふうに感じました。斬新な番組の企画、そして、S i x T O N E Sの森本慎太郎さん、さらに高地優吾さん、なにわ男子の藤原丈一郎さんと大橋和也さん、これら若手のタレント4人が絶妙のトークとリアクションで、小・中学生を含む多くの第1次産業の生産者や町民と絡んでいただき、阿武町の特産品のPRだけでなく、明るく優しい阿武町民のよさが、まさしく笑顔あふれる映像を通じて、大いに全国に知っていただいたというふうに感じました。そして、視聴された方々には好感を持っていただいたようでありまして、ネットのコメント等でも絶賛といった感じであり、また、私にも多くの知人から賛辞やお礼の電話等もいただいたところでもあります。そして、私はこれについても、番組を見ながら、阿武町には結構多くの若者がいるじゃないか、自分の頭を切り替えなければいけないなというふうな再認識をさせられたところでもあります。また、こうしたことを見るにつけても、これまでいろいろと施策を展開して、地道にまいてきた種がしっかりと芽を出し、根を張って、今まさに幹が非常に大きくなりつつあるなというふうなことを実感したところでもあります。蛇足になりますけれども、放映後、テレビ局からも大成功であったとお礼の言葉をいただき、また、ネットを見ても、全国の視聴者の皆さんから反響も大変よくて、キウイフルーツやカムカムハンバーグを中心に、ふるさと納税の申込みが殺到して、一時システムが停止したというふうにも聞いておりました。改めて全国番組のテレビの力はすごいなというふうに感じると同時に、これを一時的なものとしないうで、千載一遇のチャンス

とし、弾みとして、次につなげていかなければならないなど、強く思ったところであります。

さて、今議会定例会では、議員各位から多くの一般質問をいただき、また、特別委員会での議案審議におきましても、御質疑や貴重な御提言等もいただきました。今、本町が直面している具体的かつ最大の課題は、町営の診療所等複合施設の工期内の確実な建設であり、また、町営の学習塾の開設であります。これらは、今現在は、おおむね順調に進捗しているところであります。ただ、これ以外にも取り組んでいる課題、あるいは、取り組まなければならない課題は山ほどありますし、それぞれに簡単なものではありませんが、私はこれからも、議員各位はもとより、多くの町民の皆さんの御理解と御協力を得ながら、真に町民のためになる施策をこれからもしっかりと進めてまいる決意であります。

るる申し上げましたが、もう20日もすれば年が変わり、議員各位にお会いするのは、もしかしたら、今年がこれが最後かもしれません。改めまして、この1年間の皆様方の御厚情に対し、心から感謝を申し上げますとともに、議員各位が輝かしい新年を御家族おそろいで迎えられるよう御祈念申し上げ、今期定例会の閉会に当たっての私からのお礼の挨拶とさせていただきます。今年1年大変お世話になりました。ありがとうございました。また来年もよろしくお願いたします。

○議長（末若憲二） 以上で、町長の挨拶を終わります。

閉会に当たり、私からも一言挨拶を申し上げます。

12月4日から本日までの8日間、令和7年第5回阿武町議会定例会も、議員各位の積極的な審議のおかげをもちまして、会期日程どおり本日閉会の運びとなりました。お礼を申し上げます。

今期定例会では、多くの一般質問において質問や提言がありました。執行部におかれましては、それらをよく吟味していただいて、明日からのまちづくりに生かしてもらえたらと思います。

11月8日の深夜に発生しました、最大震度6強の青森県東方沖を震源とする地震において、被災された方、また寒い中、避難された方々にお見舞いを申し上げます。またその後、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されました。今後、大きな地震が起きなければいいと思っております。

このように、災害はいつ起こるか分からないのですが、いつ起きてもいいように、頭の片隅においていなくてはならないと思います。議会としても、町民の皆さんの安全・安心な生活を守るという重要な役割があります。以前、配付しました災害時における議会の役割の資料をいま一度読み返していただきたいと思っております。町民の負託に応えていくために、議員各位には、今後の御尽力をいただきたいと思っております。

各議員におかれましては、今から年末年始を迎え、多忙な毎日が続くものと思われませんが、年明けには、二十歳の集いや消防出初め式の行事もあります。どなたも健康管理には十分配慮されまして、御家族おそろいで健やかに、令和8年の新春をお迎えになられますことを願っているところです。

皆様方のさらなる御活躍と御多幸を心から願ひまして、甚だ簡単ではございますが、令和7年第5回定例会の閉会の御挨拶といたします。

以上で、12月4日から本日までの8日間の全日程を終了しました。

これにて、令和7年第5回阿武町議会定例会を閉会します。全員御起立をお願いいたします。一同礼。お疲れさまでした。

閉会 9時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 **末 若 憲 二**

阿武町議会議員 **白 松 靖 之**

阿武町議会議員 **池 田 倫 拓**